

特殊な事態下における「隔離措置」と食事対策

本日も挙国一致の防疫対策が進み、春節明けの営業再開の準備を整えています。
本日は従業員の「隔離措置」と食事についての問題に触れていきます。

日本から上海へ戻った従業員の隔離問題

一、日本から上海へ戻った従業員も隔離しなければなりませんか？

新型コロナウイルスへの防疫強化のため、営業再開日は2月10日に調整されました。上海への赴任日程を調整している日本人会員の方も多いと思われます。

日本から上海へ戻るときは、入国時に「来上海人員の健康情報表」へ記入し、居住地に帰った後自発的に居住地の居民委員会へ報告しなければなりません。その上で自身の健康を自宅で経過観察し、社内で疫病が蔓延しないようにしなければなりません。多くの地区や都市の疾病予防センターがこれらを遵守するよう呼び掛けています。

二、従業員が政府または企業の求めに応じて自宅隔離された場合、企業は従業員へ年休を隔離期間に充てるよう一方的に求めることはできるのでしょうか？

政府の隔離要求が人社部の文書に規定されている「緊急措置のために正常な労働を提供できないとき」に該当するときは、有給休暇の利用を求めることはできません。企業が従業員を自宅隔離させその期間に年休を充てる際は、従業員との話し合いによる一致が必要です。（原則的には企業が強制的に従業員を隔離させることができない、当地域の政府規定を従うこととなります）

特殊な事態下における食事管理

一、フレキシブルな食事制度の活用

一斉昼食による感染を防ぐため、昼食の時間をずらすのは合理的な選択です。特定期間内（例えば2-3月）にはフレキシブルな休憩体制を取り、お昼の食事休憩をばらけさせる（例えばAM11:00—PM13:00の間に45分）のも手です。

二、食堂を提供している企業で感染を防ぐには？

まず、従業員には食堂に入る前に、担当者による体温測定を受けてもらうか、自身で体温を測定してもらいます。同時に従業員食事を摂るまでへマスクを着用すること、食事中はおしゃべりをしないことを心がけさせます。

また、食堂の消毒を徹底します。食器は高温の消毒器をしっかりと使用し、利用後の机や椅子は必ず消毒するようにします。食事の廃棄物は分別管理し、専用のごみ箱に捨て、お昼後に即処分します。

（もし可能ならば、デリバリー制度を採用するのも有効です。一人ひとりに（弁当）を届けることで、集団感染を防ぐことができます。）

三、特殊な時期一番安全なお昼は、マイ弁当

会社の業務に影響を与えない場所に電子レンジを設置し、持参したお弁当を加熱しやすい環境を作り出します。加熱は混雑を避け、一人ひとり行うようにします。また食事を加熱した後は、各個人の席に戻らせて一人で食事を摂らせるとなお良いでしょう。

また、タブレット飴やチョコレート、せんべい等のおやつを各自に配り、体力補充に有効です。

四、従業員が外食をする際に注意事項は？

レストランで食事をする場所は人の流れが多く、人の密度も高いので、感染のリスクが高まります。従業員へは外食を極力避ける様に強く注意させたほうが良いです。

どうしてもしなければならない場合、必ず手を洗い、食事摂るまでマスクを着用しておくこと、同行者と対面で食事を摂らないようにし、食事中におしゃべりをしないこと、そして会社へ戻った後は必ず手を洗うことを注意しておかなければなりません。

五、疫病防止措置のロードマップ（CCTV ニュースより）



特殊时期連絡先：
fengchh@ciicsh.com

【注意】

この資料は、中智「智櫻会」会員企業の責任者のみ送信しています。一部の内容や案件は、内部情報に関わるので、秘密保持の為、当「智櫻会」事務局の許可なく外部への転載・開示はご遠慮ください

中智「智櫻会」
2020年2月3日